

退職給付会計の日米比較

桜井, 久勝
神戸大学経営学部

<https://doi.org/10.15017/4494361>

出版情報：経済學研究. 61 (3/4), pp.1-22, 1995-10-01. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



退職給付会計の日米比較

桜 井 久 勝

I. はじめに

企業が作成し公表する財務諸表は、多くの利用者により、種々の目的で利用されている。それらの利用者が財務諸表に期待している機能は、経営者・株主・債権者の間の利害調整機能と、証券市場への情報提供機能に大別して考えることができる。財務諸表がこれらの機能を有効に果たすためには、少なくともその内容が利用者にとって十分に理解可能なものでなければならない。しかし近年における企業取引の複雑化のゆえに、財務諸表には理解が非常に困難な情報が含まれているのもまた事実である。

そのような情報のうち、本稿では従業員の退職給付に関する会計情報をとりあげて考察する。ここに退職給付とは、企業の従業員が退職に伴って受け取る金銭をいい、これには退職一時金と企業年金の両方が含まれる。特に退職給付会計に着目する理由は次のとおりである。高齢化社会の到来により退職給付の負担が企業経営上で極めて重要な問題になっていること。株主と債権者が重視される財務会計の中で、この問題は従業員を重要な利害関係者として登場させる興味深い領域であること。この分野は退職給与引当金と企業年金が錯綜して会計情報が非常に難解であること。および、アメリカの財務会計基準書第87号「事業主の年金会計」(FASB [1985], 以下ではFAS87と略称する)に比べて、この領域での日本の会計基準の遅れが強く意識されていること。

以上の理由により、本稿は、退職給付の会計基準として現在のところ最も進化したものとされるアメリカ式の会計と対比する形で、わが国の退職給与引当金および企業年金をめぐる会計処理を検討する。なおこの問題は非常に複雑であるから、その考察に際しては設例を利用することにより、できるだけ具体的かつ明瞭な形で考察を行うことにする¹⁾。

II. 退職給与引当金と企業年金

高齢化社会における老後の生活を支えるものとして、年金への関心が高まっている。そのような年

1) 本稿の設例の作成に際して、Revsine [1989] および Chasteen, Flaherty and O'conner [1995] を参照している。

金には、国などが実施する公的年金と、企業や個人が行う私的年金がある。これらの年金のうち企業会計で問題になるのは、企業がその従業員を対象として実施する企業年金である。

わが国では、従業員が退職に伴って受け取る給付として、退職一時金が長らく一般的であり、これに関して企業は退職給与引当金を設定する会計処理を実施してきた。すなわち [(借) 退職給与引当金 繰入 xxx / (貸) 退職給与引当金 xxx] という決算整理仕訳がそれである。これにより、企業は将来の退職金支払義務を負債として貸借対照表に計上することになるが、支払に充当するための資金を資産側で拘束して特別に準備しておかなければ、実際の支給には支障をきたすことになる。近年における従業員の高齢化に伴う退職者の増加は、毎年の退職金の支出額を膨張させ、企業の資金繰りを圧迫しつつある。

このことが一因となって多くの企業は、自社で支払の準備をするのではなく、生命保険会社または信託銀行と契約を締結して、毎期計画的に所定の掛金を払込む代わりに、退職に伴う従業員への給付は生命保険会社等から直接に退職者に支払わせるという制度を採用するようになってきている。その給付が年金の形で支給されるのが本来の企業年金制度であるが、従業員が年金に代えて退職一時金を選択できることになっている場合も多い。

年金制度は、事前に掛金を払い込むことによって将来に給付を受け取ることを約束するものであるが、前もって定められているのが掛金額であるか給付額であるかにより、掛金建制度 (defined contribution plan) と給付建制度 (defined benefit plan) に大別される。掛金建制度は、払い込むべき掛金額が事前に決まっているが、退職者が受け取る給付額は資金運用の巧拙に依存して事後的に決まってくる制度である。これに対し給付建制度は、将来に退職者が受け取るべき給付額があらかじめ一定の算定式により定められていて、この給付を賄うのに必要な源資を形成するために掛金が拠出される制度である。

わが国における代表的な企業年金の制度には、適格退職年金制度と厚生年金基金制度の2つがあるが、これらはいずれも給付建制度をとっている。このうち適格年金は、企業が支払う掛金が課税所得計算上の損金になるとともに、従業員には実際の年金受取時点まで課税がないという税務上の要件を満たす適格なものとして承認を受けた年金制度である。他方、厚生年金は、国が行う公的年金の一種である厚生年金制度の一部を企業が厚生省の監督のもとに代行するとともに、これに企業独自の年金を上乗せして実施する年金制度で、とくに大企業で多く採用されている。

これらの企業年金制度について、母体企業が行う会計処理は、掛金の拠出時点でその金額を費用として計上することに尽きる。すなわち掛金額について [(借) 企業年金掛金 xxx / (貸) 現金預金 xxx] という仕訳を行えば、年金の会計処理は完結する。年金制度の概略や年金給付の源資となる資産の取得原価が、重要な会計方針の箇所注記される以外は、特別な処理や開示は必要とされない。この処理は、まさに現金主義会計の典型例である。こんにちの企業会計が発生主義に従うにもかかわらず、わが国では企業年金に関する限り、今なお現金主義会計が行われているのである。

これに対し、アメリカでは発生主義の原理を尊重した会計基準が FAS87 として確立され、1988年12月15日以降に開始する事業年度から適用されている。この会計基準は、わが国における退職給付の会

計処理を再検討する場合の重要な参考資料となるものである。したがって以下では、FAS87の考察から開始する。

III. 確実性の世界での勤務費用と利息費用

FAS87は、給付建年金制度を有する母体企業が、次の6項目の要素を総合して算定された額を、各期の損益計算において年金費用として計上すべきことを規定する。すなわち(a)勤務費用、(b)利息費用、(c)年金資産の投資利益、(d)過去勤務費用の償却額、(e)保険数理計算における仮定と実績の相違または仮定の変更に起因して生じる純損益とその償却額、および(f) FAS87の最初の適用時点で存在していた未認識の純資産または純債務の償却額がそれである(par. 20)。これらの項目のうち、費用や損失の発生を意味するものは合算され、収益や利得となるものは相殺される。

年金会計は、遠い将来に支給される年金給付額を、前もって各年度に配分して費用計上するものであるから、将来の予測の不確実性に起因して、その会計処理には固有の困難性や複雑性が伴う。このため本稿では、不確実性に起因する諸問題を捨象して、年金会計の基本原則を明瞭にする目的で、まず確実性の世界を仮定する。すなわち将来に関して前もって予測された事象が、実際にも事前の予測どおりに実現すると仮定するのである。このとき、年金費用を構成する上記の6項目のうち(d)(e)(f)は消滅し、(a)(b)(c)の要素だけが残ることになる。このうちここではさらに(a)勤務費用と(b)利息費用だけが関係する次のような単純な仮設例から考察を始める²⁾。

【設例1】

◆企業年金制度に関する仮定

X社は当期の期首（1994年4月1日～1995年3月31日）より、給付建年金制度を開始した。この制度はX社を退職した従業員に対し、退職後10年にわたり毎年3月31日に、次の計算式に基づいて算定した額の企業年金を支給するものである。

$$\text{毎年の年金額} = 0.02 \times \text{勤続年数} \times \text{退職直前の年間給与}$$

ただしこの制度が採用される以前の勤務期間は勤続年数に含めないものとし、また計算で用いる割引利子率は8%とする。

◆従業員に関する仮定

当期の期首時点で、X社には10年前から勤務している従業員A氏（誕生日は3月31日）だけが存在する。当期の期首現在で55歳のA氏は、5年間勤務した後、60歳に達した時点で退職して年金生活に入る。A氏の当期の年間給与は600万円であるが、今後毎年50万円ずつ昇給し、退職直前の年間給与は800万円に達する。

2) 確実性が仮定されているため、8%の利子率が予想どおりに実現し、A氏は途中で転職ないし死亡することなく60歳まで勤続し、将来の昇給も予想どおりに実現する。

各期の年金費用のうちの第1要素たる勤務費用 (service cost) の金額は、最終的に支払われるべき年金給付として企業の負担となる債務額のうち、その期間中の従業員の勤労に起因して生じた増加分の、割引現在価値として測定される。企業の負担となる債務額を計算する方式には、累積給付債務 (accumulated pension benefits) による方法と、予測給付債務 (projected pension benefits) による方法がある。ここに累積給付債務とは、将来の昇給を考慮に入れず過去および現在の給与水準のもとで算定された将来の給付額の現在価値をいい、予測給付債務とは、将来の昇給を考慮に入れて算定した年金給付の割引現在価値をいう。表1は、設例1について各期末の累積給付債務と予測給付債務の計算を対比したものである。

たとえば1995年3月末の累積給付債務は次のように計算される。まず初めに、設例1で示された年金額の計算式に、年金制度創設後のA氏の勤続年数1年と、この年度の年間給与600万円を代入すれば、12万円となる。A氏はこの金額を2000年3月から10年間にわたり毎年3月31日に年金として受領することになるが、その総額の1999年3月31日における現在価値は、 $[0.02 \times 1 \times 600\text{万円} \times 6.7101 = 805,212\text{円}]$ である³⁾。この金額を8%の利子率で4年間の割引を行えば、表に示された1995年3月末現在の現在価値が導かれることになる。翌期の累積給付債務の計算も、A氏の勤続年数が1年ずつ増加すること、年間給付が50万円ずつ増加すること、割引計算の年数が1年ずつ短くなることを除き、これと同じである。

他方、予測給付債務の計算は、A氏の将来の昇給を織り込んだ800万円という金額が最初から年間給与として用いられる以外は、累積給付債務の計算と何ら変わるところはない。累積給付債務と予測給付債務を比較すれば、両者ともA氏が退職する1999年3月末に同額に達するが、累積給付債務よりも予測給付債務の方が早期のうちに大きな金額が計上されていることがわかる。

これら2通りの給付債務のうち、いずれが勤務費用の算定基礎として用いられるべきかは、会計情

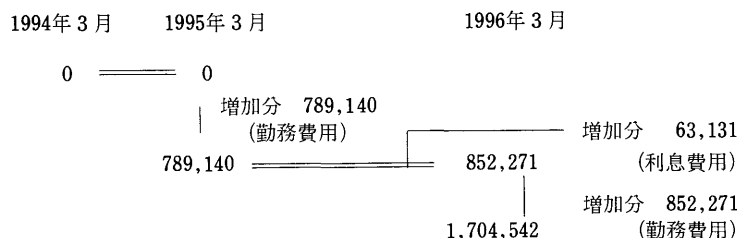
表1 累積給付債務と予測給付債務の比較

累積給付債務	
1995年3月末	$0.02 \times 1 \times 600\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-4} = 591,855$
1996年3月末	$0.02 \times 2 \times 650\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-3} = 1,384,942$
1997年3月末	$0.02 \times 3 \times 700\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-2} = 2,416,188$
1998年3月末	$0.02 \times 4 \times 750\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-1} = 3,727,833$
1999年3月末	$0.02 \times 5 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^0 = 5,368,080$
予測給付債務	
1995年3月末	$0.02 \times 1 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-4} = 789,140$
1996年3月末	$0.02 \times 2 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-3} = 1,704,542$
1997年3月末	$0.02 \times 3 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-2} = 2,761,358$
1998年3月末	$0.02 \times 4 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-1} = 3,976,356$
1999年3月末	$0.02 \times 5 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^0 = 5,368,080$

3) $\sum_{n=1}^{10} \frac{1}{(1+0.08)^n} = 6.7101$

退職給付会計の日米比較

図1 年金費用計算の図示



報が具備すべき質的属性の2大要素たる信頼性 (reliability) と目的適合性 (relevance) のどちらを重視するかに依存すると考えられる。将来の昇給の予測には不確実性が伴うから、信頼性を重視する場合は、確定済みの実績給与を基礎とする累積給付債務を用いるべきである。しかし将来の年金額は将来の給与に基づいて算定され、企業のキャッシュフローに影響を及ぼすから、目的適合性を優先するには、予測給付債務が選択されなければならない。FAS87は、予測給付債務を用いるべきことを規定している (par. 46)。

予測給付債務を基礎として勤務費用と利息費用を算定する手続は図1のとおりである。まず1995年3月期は期首の予測給付債務がゼロであるから、その期末時点での現在価値もゼロであり ($0 \times 1.08 = 0$)、したがって期末時点の現在価値で測定した当期中の予測給付債務の増加額789,140円 ($= 789,140 - 0$) が、この期間の勤務費用となる。

翌1996年3月期については、期首の累積給付債務789,140円の期末時点での現在価値が $[789,140 \times 1.08 = 852,271]$ 円として評価される。期首から期末への増加分63,131円は、発生済みの年金債務の支払を1年間にわたり延期したことに伴う金利に相当し、この部分が年金費用の第2要素たる利息費用 (interest cost) となる。他方、前期に発生した債務の当期末での現在価値852,271円と、当期末の予測給付債務1,704,542円を比較した場合の増加分852,271円は、この期間中の従業員の勤労に起因して生じた債務の増加分として、第2年度の勤務費用に計上される。同様の計算を繰り返せば、表2の結果が得られる⁴⁾。

勤務費用と利息費用を合計して算定される年金費用について、企業がこれと同額を生命保険会社や信託銀行に拠出することにより、年金の支払財源となる年金資産を形成するか否かは、財務戦略の問題であって会計処理の問題ではない。いまそのような拠出を行わないとすれば、各期の仕訳は表2の③欄の金額に基づき次のとおり記録される。

95年3月期	(借)年金費用	789,140	(貸)未払年金費用	789,140
96年3月期	(借)年金費用	915,402	(貸)未払年金費用	915,402
97年3月期	(借)年金費用	1,056,816	(貸)未払年金費用	1,056,816

4) 表2の各期の勤務費用は、各期末の予測給付債務の金額を、制度創設以降その期末までのA氏の勤続年数で割算した金額に等しい。FAS87(par. 40)が、この計算方式を「給付/勤続年数」方式 (benefit/years-of-service approach) とよぶのはこのためである。

表2 年金費用を構成する勤務費用と利息費用

	勤務費用 ①	利息費用 ②	年金費用 ③	未払年金費用 ④	予測給付債務 ⑤
95年3月期	789,140	0	789,140	789,140	789,140
96年3月期	852,271	63,131	915,402	1,704,542	1,704,542
97年3月期	920,453	136,363	1,056,816	2,761,358	2,761,358
98年3月期	994,089	220,909	1,214,998	3,976,356	3,976,356
99年3月期	1,073,616	318,108	1,391,724	5,368,080	5,368,080

①=③-②。②=前期末⑤×0.08。③=⑤-前期末⑤。④=前期末④+③。⑤は表1のとおり。

98年3月期 (借)年金費用 1,214,998 (貸)未払年金費用 1,214,998

99年3月期 (借)年金費用 1,391,724 (貸)未払年金費用 1,391,724

この仕訳の借方項目は製造原価や販売費および一般管理費に含められ、貸方項目は負債として貸借対照表に計上される。表2の④欄の金額が年を追って増加しているのは、未払を仮定したことにより負債が累積した結果であり、その金額は予測給付債務の額と等しい。

IV. 退職給与引当金の位置づけ

設例1は従業員A氏が年金の形で退職給付を受け取ることを前提としたものである。しかし第II節でも述べたように、現実のわが国の企業年金制度では、年金に代えて退職一時金の形態を選択できることになっている場合が多い。

その場合、年金形式と一時金形式を無差別に扱うには、退職一時金の金額が、その受取時点で年金の割引現在価値と等しくなるようにする必要がある。設例1でA氏が退職時点(1999年3月末)で一時金を選択するとすれば、その金額は5,368,080円でなければならない。すなわちX社はA氏の退職直前において、この金額の債務を負っているのである。

この条件付債務を会計上で認識する項目こそが退職給与引当金である。この会計を行う場合、企業は毎決算期において[(借)退職給与引当金繰入 xxx / (貸)退職給与引当金 xxx]と仕訳する。設例1では1995年3月期から1999年3月期まで5回にわたってこの仕訳が繰り返されるが、その合計金額が5,368,080円に到達しなければならないことは言うまでもない。

そこで次の問題は、この金額をどのようにして5年間に配分するかということになる。この問題について、大蔵省企業会計審議会が「企業会計上の個別問題に関する意見第二」として1968年11月11日に公表した『退職給与引当金の設定について』によれば、次の方式があるとされている。将来支給額予測方式、期末要支給額計上方式および現価方式がそれである。

まず将来支給額予測方式とは、「将来の退職金を、各期に支給される給与額を基準として配分する方法である」とされる。この説明では給与支給額による按分が指定されているが、別法として均等配分することも可能であり、むしろ将来支給額予測方式の特徴は配分されるのが将来の退職金の額である

退職給付会計の日米比較

点に存する。次に、期末要支給額計上方式は、「期末現在において全従業員が退職するとした場合の退職金要支給額と、前期末におけるその額との差額をもって、毎期の退職金費用として計上する方法である」。この方式は、将来の予測を用いなくて現に把握できる数値を利用する点で実際的である。

以上の説明から、将来支給額予測方式が前述の予測給付債務を基礎とする方法であることがわかる。したがって将来の退職金5,368,080円を均等配分するとすれば、毎期の引当金繰入額は $[5,368,080 \div 5 \text{年} = 1,073,616 \text{円}]$ となる。他方、期末要支給額計上方式は累積給付債務を基礎とする方法であるといえる。各期末の要支給額とその増加額の計算は次の通りである。前期末からの増加分が引当金繰入額となる。

	期末要支給額	前期末からの増加分
1995年3月末	$0.02 \times 1 \times 600 \text{万円} \times 6.7101 = 805,212$	805,212
1996年3月末	$0.02 \times 2 \times 650 \text{万円} \times 6.7101 = 1,744,626$	939,414
1997年3月末	$0.02 \times 3 \times 700 \text{万円} \times 6.7101 = 2,818,242$	1,073,616
1998年3月末	$0.02 \times 4 \times 750 \text{万円} \times 6.7101 = 4,026,060$	1,207,818
1999年3月末	$0.02 \times 5 \times 800 \text{万円} \times 6.7101 = 5,368,080$	1,342,020

最後に、現価方式は、「前記の将来支給額予測方式または期末要支給額計上方式に利子の観念をとり入れた方法である。具体的には、将来支給額予測方式または期末要支給額計上方式によって各期への費用配分額として計算された金額を、退職金支給予定時期までの期間および一定の割引率によって現在価値額に割引き、この現在価値額と期首退職給与引当金の利子相当分とを合計した金額をもって、毎期の退職金費用として計上する方法である」。このように現価方式には、これを将来支給額予測方式に適用する場合と、期末要支給額計上方式に適用する場合の2通りがある。

このうち将来支給額予測方式に現価方式を適用したものが、第III節で例示したFAS87の方法である。これに対し、期末要支給額計上方式に現価方式を適用する方法は、表1の累積給付債務の金額を基礎として、図2のように例示することができる。この図では2年度分しか示されていないが、3年目以降も同様である。

なおわが国の法人税法は、退職給与引当金の累積限度額を、期末要支給額の40%とする方式を採用するが、これは割引利率を8%とし従業員の残存勤続年数の平均値が12年である場合に、将来の退職金の割引現在価値が当該退職金の額の40%に相当することを根拠としたものであると言われる。したがって税法の方式は、期末要支給額計上方式に現価方式を適用した方法であるといえる。

図2 年金費用計算の図示

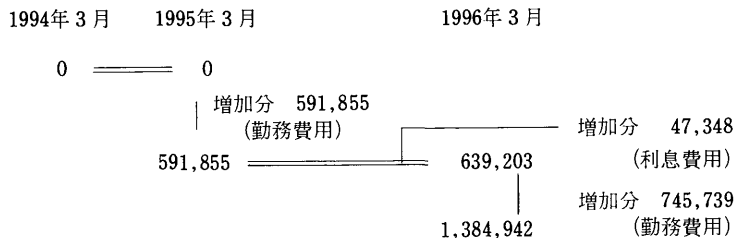


表3 退職給与引当金の設定方法

	予測給付債務を基礎とする方法		累積給付債務を基礎とする方法	
	将来支給額 予測方式	左に現価方式 を適用 (FAS87の方法)	期末要支給額 計上方式	左に現価方式 を適用 (税法基準)
95年3月	1,073,616	789,140	805,212	591,855
96年3月	1,073,616	915,402	939,414	739,087
97年3月	1,073,616	1,056,816	1,073,616	1,031,246
98年3月	1,073,616	1,214,998	1,207,818	1,311,645
99年3月	<u>1,073,616</u>	<u>1,391,724</u>	<u>1,342,020</u>	<u>1,640,247</u>
合計	5,368,080	5,368,080	5,368,080	5,368,080

以上の4通りの方法を採用する場合、各期の退職給与引当金繰入額は、それぞれ表3に示すようになる。これらのうち将来支給額予測方式に現価方式を適用する方法をとる場合、たとえば1995年3月期の決算整理仕訳は次の通りであり、勘定科目名こそ異なるが、実質的にはFAS87の年金方式とまったく同じであることがわかる。

引当金方式 (借)退職給与引当金繰入 789,140 (貸)退職給与引当金 789,140
年金方式 (借)年金費用 789,140 (貸)未払年金費用 789,140

V. 年金資産の投資利益の反映

これまでの設例では、各期の年金費用に相当する額の掛金の拠出がまったく行われなかったことが仮定されているが、わが国で多くの企業が退職給与引当金の制度に代えて企業年金制度を導入するようになった動機の1つが、将来の退職給付の支払資金の準備にあつたことを考えれば、この仮定は非現実的である。そこでこの節では、前記の設例1に次の仮定を追加して設例2とする⁵⁾。

【設例2】 次の仮定を設例1に追加

X社は毎年度末に、その年度の年金費用と同額の掛金を拠出する財務戦略を採用して将来の年金支払の財源となる年金資産を形成する。年金資産の運用から得られる投資収益率は、割引利率と同じ8%である。

掛金の拠出で形成された年金資産の運用により投資利益が獲得されれば、企業はそれにより増加した資産を年金の支払に充当できるから、その分だけ各期の年金費用は少なくてすむ。したがって年金費用の第3の構成要素とされる年金資産の投資利益(actual return on plan assets)は、それがプラスであれば年金費用計算における相殺項目となる。表4は、このことを反映して、設例2の場合の年

5) ここでもまだ確実性の世界が仮定されているから、年金資産の投資収益率は予想どおりに実現する。

表4 投資利益を考慮した年金費用

	勤務費用 ①	利息費用 ②	投資利益 ③	年金費用 ④
95年3月期	789,140	0	0	789,140
96年3月期	852,271	63,131	63,131	852,271
97年3月期	920,453	136,363	136,363	920,453
98年3月期	994,089	220,909	220,909	994,089
99年3月期	1,073,616	318,108	318,108	1,073,616
	拠出額 ⑤	未払年金費用 ⑥	予測給付債務 ⑦	年金資産 ⑧
95年3月期	789,140	0	789,140	789,140
96年3月期	852,271	0	1,704,542	1,704,542
97年3月期	920,453	0	2,761,358	2,761,358
98年3月期	994,089	0	3,976,356	3,976,356
99年3月期	1,073,616	0	5,368,080	5,368,080

①②は表2と同じ。③=前期末⑧×0.08。④=①+②-③。⑤は設例2。⑥=前期末⑥+④-⑤。⑦は表1のとおり。⑧=前期末⑧+③+⑤。

金費用の計算を要約したものである。

この表から明らかなように、(ア)掛金拠出額=年金費用、および(イ)割引利率=投資収益率という仮定が維持される限り、各期の年金費用は常に勤務費用の額と等しくなる。掛金の拠出が行われなかったことを仮定した表2の場合と比べて、投資利益の額だけ年金費用が小さくなることは言うまでもない。また年金費用と同額の掛金が拠出されるから、未払年金費用という負債も生じない。さらに各期末に形成されている年金資産は、予測給付債務とちょうど同額である。

前記の第II節では、掛金の拠出時点でその掛金額を費用計上するという、わが国の企業年金会計の一般的処理方法がまさに現金主義会計であって、こんにち普遍的な発生主義に反することを指摘した。しかし企業年金の母体企業が年金資産の形成のために拠出する掛金が、表4で例示するような計算に基づいて決定されている限り、現金主義の会計処理でも何ら問題はない。むしろ重要なことは、現実に用いられている掛金算定方式が、発生主義会計の原理からみて妥当か否かという点にある。

そこで次に、母体企業がFAS87のもとで算出される年金費用と同額の資金を掛金として拠出するという仮定を外して、現実に多用されている掛金算定方式を用いた場合に生じる帰結を検討しよう⁶⁾。わが国の多くの企業年金で現実に採用されている掛金算定方式は「給与比例方式」とよばれる方法である。この方式は、従業員の給与額に対して毎期一定率の掛金を拠出すれば、退職時まで給与額に合う年金資産が蓄積されるようになるような、そういう拠出金率に基づいて掛金額を決定する方式である。

6) 割引利率=投資収益率というもう1つの仮定を外した場合の結果は、桜井 [1995] で例示されている。

【3】次の仮定を設例1に追加

X社は給与比例方式で算定された掛金を拠出して、将来の年金支払の財源となる年金資産を形成する。年金資産の運用から得られる投資収益率は8%である。

給与比例方式における拠出金率は、[退職給付の現在価値÷給与総額の現在価値]として算定される。この計算を実行するには、現在価値計算の基準時点を特定しなければならない。設例3でこれを1995年3月末としたときの計算は次のとおりである。

$$\frac{5,368,080 \div (1.08)^4}{600\text{万円} + \frac{650\text{万円}}{1.08} + \frac{700\text{万円}}{(1.08)^2} + \frac{750\text{万円}}{(1.08)^3} + \frac{800\text{万円}}{(1.08)^4}} = \frac{3,945,699}{29,853,871} = 0.132167$$

したがって毎期末の掛金額は、A氏の年間給与額にこの比率を乗じて算定すればよい。この給与比例方式による掛金額を前提とした場合の年金費用の計算は表5のとおりである。

このケースでは、前半の年度で拠出額が年金費用を上回っている結果、投資利益が利息費用を上回るため、各期の年金費用は表4の場合より小さい。また前半の年度で拠出額が年金費用を上回るので前払年金費用という資産が生じるが、後半の年度では年金費用が拠出額を超えるので、前払分が解消されて最終的には消滅する。他方、予測給付債務と年金資産は途中の年度では一致しないが、最終的には表3と同様に、同じ額に達している。

FAS87の規定によった場合の各期の会計処理を仕訳で示せば次のとおりである。

表5 給与比例方式の掛金額による場合の年金費用

	勤務費用 ①	利息費用 ②	投資利益 ③	年金費用 ④
95年3月期	789,140	0	0	789,140
96年3月期	852,271	63,131	63,440	851,962
97年3月期	920,453	136,363	137,242	919,574
98年3月期	994,089	220,909	222,235	992,763
99年3月期	1,073,616	318,108	319,314	1,072,410
	拠出額 ⑤	未払年金費用 (▲は前払) ⑥	予測給付債務 ⑦	年金資産 ⑧
95年3月期	793,002	▲3,862	789,140	793,002
96年3月期	859,086	▲10,986	1,704,542	1,715,528
97年3月期	925,169	▲16,581	2,761,358	2,777,939
98年3月期	991,253	▲15,071	3,976,356	3,991,427
99年3月期	1,057,339	0	5,368,080	5,368,080

①②は表2と同じ。③=前期末⑧×0.08。④=①+②-③。⑤は設例3。⑥=前期末⑥+④-⑤。

⑦は表1のとおり。⑧=前期末⑧+③+⑤。

退職給付会計の日米比較

95年3月期	(借)年金費用 前払年金費用	789,140 3,862	(貸)現金預金	793,002
96年3月期	(借)年金費用 前払年金費用	851,962 7,124	(貸)現金預金	859,086
97年3月期	(借)年金費用 前払年金費用	919,574 5,595	(貸)現金預金	925,169
98年3月期	(借)年金費用	992,763	(貸)現金預金 前払年金費用	991,253 1,510
99年3月期	(借)年金費用	1,072,410	(貸)現金預金 前払年金費用	1,057,339 15,071

他方、わが国で一般に行われている現金主義の仕訳は次のとおりである。

95年3月期	(借)年金費用	793,002	(貸)現金預金	793,002
96年3月期	(借)年金費用	859,086	(貸)現金預金	859,086
97年3月期	(借)年金費用	925,169	(貸)現金預金	925,169
98年3月期	(借)年金費用	991,253	(貸)現金預金	991,253
99年3月期	(借)年金費用	1,057,339	(貸)現金預金	1,057,339

両方の仕訳を比較すれば、この場合には現金主義での費用計上額が、FAS87のもとで計上される費用額のきわめて良好な近似値になっていることがわかる。ただしこの状態が常に成立する保証はない。両者が大きく乖離するケースの一つは、次節でとりあげるような過去勤務費用が存在する場合である。

なお予測給付債務と年金資産は、母体企業の外部に設立された年金基金に帰属するものであるから、母体企業の貸借対照表には現れない。母体企業の貸借対照表に表示されるのは前払年金費用という資産だけである。しかし表5の数値より、これら3項目間に、「予測給付債務－年金資産＝未払（前払）年金費用」という関係が成立していることがわかる。したがって前払年金費用だけを母体企業の貸借対照表に計上するこの会計処理は、年金基金に帰属する予測給付債務と年金資産の差額を純額表示したものであるといえる。

VI. 過去勤務費用

これまでは確実性の世界を仮定し、このとき FAS87のもとで各期の年金費用が、[勤務費用＋利息費用－投資利益] として算定されることを明らかにした。しかし現実の世界は不確実性に満ちており、ひとたび不確実性の世界を前提とすれば、企業年金の会計処理はさらに複雑になる。以下では現実世界の不確実性に対する FAS87の対応を検討する。

第1の論点は、年金制度の新設や年金給付の計算式の改訂などによる過去勤務費用の取扱である。企業年金の制度は、以前には予期されなかったような環境変化に起因して、あとで過去の勤務期間をも反映する形で新設されたり改訂されることがある。これらの場合には、改訂日より前の勤務期間に関しても従業員が新制度の恩恵を受けるような取扱がなされるのが通常である。これによって企業の

負担は増加するが、その増加額を過去勤務費用 (prior service cost) という。たとえば設例4を考えよう⁷⁾。

【設例4】 次の仮定を設例3に追加

X社は企業年金制度の新設に際し、制度採用以前の勤務期間も5年を限度として勤続年数に含めて、年金の額を算定することにした。

このケースの過去勤務費用は、表6に示したように、制度の導入時点で計算した場合の予測給付債務の金額である。表6には、以後の各年度の予測給付債務と勤務費用も合わせて示されている⁸⁾。

このようにして生じる過去勤務費用はいかに会計処理されるべきか。これは企業にとって負債の増加を意味するから、理論上は貸借対照表に負債を追加計上すべきであると考えられる。仕訳の貸方に負債を追加計上するとして、借方科目は何か。これには2通りの考え方がありうる。第1案は、これが過去の勤務に関連することを理由に前期損益修正項目の一種とみなして、特別損失として処理する方法であり、第2案は年金制度の質的向上で従業員の勤労意欲が増し、これが将来の収益の獲得に寄与するであろうことを理由に、過去勤務費用を無形資産 (たとえば営業権) として繰り延べたうえで、将来の期間にわたって償却する方法である。

第1案 (借)特別損失 3,653,425 (貸)年金負債 3,653,425

第2案 (借)営業権 3,653,425 (貸)年金負債 3,653,425

しかしFAS87は、このいずれの方式も採用せず、過去勤務費用をオフバランスとした⁹⁾。第1案は当期純利益の激減をもたらす。また両案とも、負債の激増により、負債比率や自己資本比率を悪化させる。このため企業側がFASBに対し、この処理を採用しないよう圧力をかけたであろうことは、容易に創造できるところである。さらに第2案は、自家創設のれんの資産計上を禁止している現行の会計

表6 過去勤務費用と新しい勤務費用の計算

94年3月	$0.02 \times 5 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-5} = 3,653,425$	←過去勤務費用
		新しい勤務費用
95年3月	$0.02 \times 6 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-4} = 4,734,839$	789,140
96年3月	$0.02 \times 7 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-3} = 5,965,897$	852,271
97年3月	$0.02 \times 8 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-2} = 7,363,621$	920,453
98年3月	$0.02 \times 9 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-1} = 8,946,800$	994,089
99年3月	$0.02 \times 10 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^0 = 10,736,160$	1,073,616

7) この設例は制度の新設時に生じる過去勤務費用を扱っているが、制度発足後の改訂によって過去勤務費用が生じるケースが桜井 [1995] で例示されている。

8) 注4に示したとおり、[予測給付債務 ÷ 勤続年数]として計算している。たとえば1997年3月期は、 $7,363,621 \div 8$ 年 = 920,453円である。

9) 第VI節で後述するように、過去勤務費用の一部は無形資産に計上される可能性がある。

原則とも矛盾する。

そこでFAS87は、過去勤務費用をオフバランスとする代わりに、その額を年金制度改訂の恩恵を受ける従業員の将来の勤務期間にわたって均等償却した場合の償却額だけを、年金費用の計算に含めるべきことを規定する(par. 25)。表7は、この方式による年金費用の計算を要約したものである。この表には、年金費用の第4要素として過去勤務費用の償却額が含まれていることに注意されたい¹⁰⁾。また前節で指摘した「年金資産－予測給付債務＝前払（または未払）年金費用」という関係は、表7ではもはや成立していない。たとえば1995年3月期は、「予測給付債務4,734,839－年金資産793,002＝3,941,837」であるから、本来はこれが未払年金費用として負債計上されていなければならないが、表7での記載額は1,019,097円にすぎない。オフバランス処理が採用されたため、簿外負債2,922,740円が生じているのである（表7の⑩欄）。

FAS87の会計処理方法は、簿外負債を生じさせる点で問題は残るものの、年金費用の計算上は、過去勤務費用を無形資産に計上したうえで償却していくのとまったく同じ効果をもつから、この点で合理性を認めることができるであろう。これに対し、掛金拠出額をもって年金費用とするわが国の会計処理方法の合理性は、過去勤務費用の償却を反映した掛金算定方式いかににかかっているとんでも過言ではない。

この観点からみた場合、わが国の掛金算定方式として「到達年齢方式」と「加入年齢方式」を区別

表7 過去勤務費用の償却を含む年金費用の計算

	勤務費用 ①	利息費用 ②	投資利益 ③	過去勤務 費用償却 ④	年金費用 ⑤
95年3月期	789,140	292,274	0	730,685	1,812,099
96年3月期	852,271	378,787	63,440	730,685	1,898,303
97年3月期	920,453	477,271	137,242	730,685	1,991,167
98年3月期	994,089	589,090	222,235	730,685	2,091,629
99年3月期	1,073,616	715,744	319,314	730,685	2,200,731
	拠出額 ⑥	未払費用 (▲は前払) ⑦	予測給付 債務 ⑧	年金資産 ⑨	簿外負債 ⑩
			3,653,425		3,653,425
95年3月期	793,002	1,019,097	4,734,839	793,002	2,922,740
96年3月期	859,086	2,058,314	5,965,897	1,715,528	2,192,055
97年3月期	925,169	3,124,312	7,363,621	2,777,939	1,461,370
98年3月期	991,253	4,224,688	8,946,800	3,991,427	730,685
99年3月期	1,057,339	5,368,080	10,736,160	5,368,080	0

①は表5から。②＝前期末⑧×0.08。③＝前期末⑨×0.08。④＝3,653,425÷5年。⑤＝①＋②－③＋④。
⑥は表5のとおり。⑦＝前期末⑦＋⑤－⑥。⑧は表5のとおり。⑨＝前期末⑨＋③＋⑥。⑩の当初額は表6から。その後は⑩＝前期末⑩－④

10) 過去勤務費用3,653,425÷A氏の残存勤務年数5年＝償却額730,685。

することができる。ここに到達年齢方式とは、各従業員別に将来の勤務期間のうちに所定の年金源資が蓄積できるように掛金を計算する方式をいい、この方式のもとでは過去勤務費用も自動的にこの計算に含められることになる。したがってこれはまさにFAS87が規定する年金費用の計算方式であり、もしX社が表7⑤欄の金額を拠出金とすれば、A氏の退職時の年金資産が予測給付債務と等しくなるのである。

ただし表7から明らかなおとおり、この方式をとれば掛金が著しく多額になる。この資金負担を緩和するのが加入年齢方式であり、この方式のもとでは掛金は通常掛金と過去勤務費用掛金に分けて算定される。ただし加入年齢方式をとる場合でも、過去勤務費用を従業員の残存勤務年数で償却した額を過去勤務費用の掛金とするならば、到達年齢方式と同じ結果になってしまう。しかしこの方式の特徴は、過去勤務費用の償却期間を長期に設定して、掛金額を引き下げることができる点にある。この償却期間は、適格退職年金の場合は5～15年程度、また厚生年金基金の場合は7年以上20年以内とされているのである¹¹⁾。

したがって非常に長い償却期間が選択されれば、その分だけ拠出額は本来の年金費用の額より小さくなるから、掛金額で費用計上する現金主義会計においては、年金費用が過小にしか計上されなくなる。これが現金主義会計の欠陥である。

Ⅶ. 保険数理上の仮定と実績の不一致

企業年金制度の設計に際しては、将来の事象に関して多数の仮定がおかれている。予測給付債務の計算における割引利率、年金資産の投資収益率、将来の給与水準、従業員の早期退職や死亡の確率などがそれである。不確実性の世界では、これらの事項についての仮定と実際の間には、必ず不一致が生じる。また経済環境の変化により、仮定した数値を途中で変更することが必要になる場合がある。

たとえば割引利率が事前の仮定よりも低くなれば、予測給付債務の額が大きくなるから、企業には損失が生じる。逆に、年金資産の投資収益率が制度設計時の仮定より高ければ、予定外の利得が生じることになる。このような保険数理計算上の仮定と実績の相違または仮定の変更に起因して生じる利得や損失が、FAS87における年金費用計算の第5項目である。

保険数理計算上で利得や損失が生じるパターンは多様であるが、紙幅の制約により、ここでは最近わが国の経済が経験したような大幅な株価低下により、年金資産の実際の投資収益率が事前の仮定を大きく下回ったという設例5のケースを例にとり、FAS87が規定する会計処理を検討する。

11) 三菱信託銀行 [1993], 48頁に償却に関する規定の詳しい解説がみられる。

【設例 5】 次の事象を設例 4 に追加。

年金制度の設計上で仮定されている年金資産の投資収益率は+8%であるが、1997年3月期は年金資産中の株式の大幅な価格下落により、投資収益率の実績値が-40%となった。

このケースでは1997年3月期に得られるものと期待されていた投資利益137,242円（＝期首資産1,715,528×予想収益率0.08）に対し、実際には投資損失686,211円（＝期首資産×実績収益率▲0.4）が生じているから、実績が仮定から乖離した差額は[実績値▲686,211－予想値137,242＝▲823,453円]となる。このような保険数理上の差額はいかに処理すべきか。

FAS87は、ここでもまた前述の過去勤務費用の場合と同様に、この損失額を発生年度に一括計上するのではなく、これを繰り延べてオフバランス項目として処理するアプローチを採用した（par. 29）。もともと投資利益は経済情勢の変化によって年度ごとに変動するのが常であり、この実績値をそのまま年金費用の計算に反映させるとすれば、母体企業の純利益は年度によって激変することになる。したがってFASBが採用したアプローチには、期間利益のバラツキを嫌う企業側からの反発をかわそうとする意図が感じられる。そのような政策的配慮は別にしても、もしある年度で繰り延べられた投資損失が別の年度で生じる投資利益によって相殺されるという形で、長期的にみた場合に実績収益率の平均値が予想収益率と近似するのであれば、FAS87が採用したアプローチは理論的にみても合理性があるものとして評価できよう。

しかし投資損失の生じる年度ばかりが連続して、オフバランスの繰延損失が累積していくというケースがないわけではない。これに対処するためFAS87は、繰延損失（または利得）が所定の限度を超えた場合に、これを償却して年金費用計算に含めることを要求した。すなわち保険数理計算に関連して生じたこのようなオフバランスの繰延損失（または利得）が、期首の時点で、予測給付債務と年金資産の市場関連価格のうちのどちらか大きい方の10%を超えている年度では、その超過額を現役従業員の残存勤務年数の平均値で割った額だけ償却を行い、これをその年度の年金費用に含めなければならないという規定（par. 32）がそれである。これを実行するプロセスが表8で例示されている。

まず初めに、1997年3月期の投資利益がいったん実績値（▲686,211円）で計上されるが（③欄）、実績値が予想値から乖離した差額（▲823,453円）はオフバランス処理されて（⑤欄）、簿外負債の欄に記録されていることを確認されたい（⑩欄）。ひとたび保険数理上の損益がオフバランス処理されると、翌年度からその償却の要否を期首の時点で点検する必要が生じる。

この設例では期首現在のX社の予測給付債務は7,363,621円で年金資産は1,954,486円であるから、その大きい方の10%は736,362円である。簿外負債とされた繰延損失823,453円はこの額を超過するから、超過分[823,453－736,362＝87,091円]をA氏の残存勤務年数2年で割算した額43,545円を、繰延損失の償却額として1998年3月期の年金費用に含めなければならない。翌年度についても同様である¹²⁾。

12) 予測給付債務8,946,800円と年金資産3,102,098円の大きい方の10%＝894,680円。期首の繰延損失799,908円は限度額894,680円を超えないから、1999年3月期は繰延損失の償却は行われない。

表8 保険数理損益の繰延と償却を含む年金費用の計算

	勤務費用 ①	利息費用 ②	投資利益 ③	過去勤務 費用償却 ④	繰延損失 償却 ⑤	年金費用 ⑥
95年3月期	789,140	292,274	0	730,685	0	1,812,099
96年3月期	852,271	378,787	63,440	730,685	0	1,898,303
97年3月期	920,453	477,271	▲686,211	730,685	▲823,453*	1,991,167
98年3月期	994,089	589,090	156,359	730,685	43,545	2,201,050
99年3月期	1,073,616	715,744	248,168	730,685	0	2,271,877
	拠出額 ⑦	未払費用 (▲は前払) ⑧	予測給付 債務 ⑨	年金資産 ⑩	簿外負債 過去勤務費用 ⑪	繰延損失 ⑫
			3,653,425		3,653,425	
95年3月期	793,002	1,019,097	4,734,839	793,002	2,922,740	0
96年3月期	859,086	2,058,314	5,965,897	1,715,528	2,192,055	0
97年3月期	925,169	3,124,312	7,363,621	1,954,486	1,461,370	823,453*
98年3月期	991,253	4,334,109	8,946,800	3,102,098	730,685	779,908
99年3月期	1,057,339	5,548,647	10,736,160	4,407,605	0	779,908

①は表6。②=前期末⑨×0.08。③=前期末⑩×0.08。④=3,653,425÷5。⑤は本文参照。⑥=①+②-③+④+⑤。⑦は表5と同じ。⑧=前期末⑧+⑥-⑦。⑨は表6。⑩=前期末⑩+③+⑦。⑪の当初額は表6から。その後は⑪=前期末⑪-④。⑫=前期末⑫-⑤。* = 実際利益▲686,211-期待利益137,242。

なお表7からも明らかなように、このアプローチを採用する場合には、A氏が退職する1999年3月末になっても年金資産が予測給付債務に達しておらず、繰延損失の未償却額(779,908円)が簿外負債となって残存していることがわかる。

この例からも明らかなように、FAS87のもとでは、保険数理計算上の利得や損失は、いったんオフバランス処理されるとしても、その発生時点で明確に把握されているのであり、その金額が所定の重要性の限度を超えると、ただちにその年度から償却が行われて年金費用の計算に組み込まれていくことになる。これに対し、わが国ではこの種の損益項目の処理は財政再計算に委ねられている。ここに財政再計算とは、割引利率・投資収益率・昇給率などの仮定の妥当性を5年ごとに見直して、年金資産の積立状況を点検し、必要に応じて掛金額や給付水準を修正する作業をいう。その概要は次の通りである¹³⁾。

まず初めに、再計算の時点で選択された割引利率等仮定に基づき、将来に予定される給付の現在価値と、将来に予定される掛金総額の現在価値が算定される。その差額が、現時点で財源として保持されているべき年金資産額であるが、実際の保有資産がこれに満たなければ、不足額は未積立過去勤務債務額として把握される。これを企業が選択した年数で償却した額が、過去勤務費用に関連する掛金部分として通常の掛金に追加されることは、すでに述べたとおりである。

したがってわが国の会計処理でも、FAS87に類似した方法がとられていることになるが、次のよう

13) 村上 [1991], 120-122頁および三菱信託銀行 [1993], 126頁参照。

な特徴もある。すなわち①保険数理損益が本来の過去勤務費用に混入されていて、内訳が不明であること、② FAS87では保険数理損益が発生時点で把握され、翌期から償却の対象となって年金費用計算に反映されるのに対し、わが国ではこれが5年毎の財政再計算まで延期されること（ただし所定の場合は繰上再計算もある）、および③過去勤務費用の償却年数が長く設定されると、年金費用への反映が不十分になること等がそれである。またすでに明らかなおと、FAS87では年金資産が時価評価されているのに対し、わが国では取得現価主義がとられていることも重要な相違点である¹⁴⁾。

なお FAS87は、1988年12月15日以降に開始する事業年度から全面適用されることになったが、それ以前は別の会計基準が適用されていた。そこで FAS87は旧基準から新基準への円滑な移行を可能にする目的で、特別な経過措置を講じている。これに伴って生じるのが、年金費用計算の第6要素たる「FAS87の最初の適用時点で存在していた未認識の純資産または純債務の償却額」である。

企業はまず FAS87を初めて適用する事業年度の期首現在で、この新基準に基づく予測給付債務と年金資産の時価評価額を決定しなければならない。両者の差額が未認識の純資産または純債務であり¹⁵⁾、FAS87はこれを過去勤務費用や保険数理損益と同様にいったんオフバランス項目として取り扱ったうえで、従業員の残存勤務年数の平均値¹⁶⁾によって均等償却し、その額を年金費用の計算に含めるよう規定している（par. 77）。

したがってこの要素が存在する場合は、表8の上段に年金費用の構成要素として当該償却額が追加されるとともに、表8の下段の右端にもう1つの簿外項目が登場することになる。年金資産の方が予測給付債務より大きければ、その差額は簿外資産であり、その償却額のみだけ年金費用は相殺されて小さくなる¹⁷⁾。逆に予測給付債務の方が大きければ、その差額は簿外負債となり、その償却によって年金費用は増加する。

VIII. 簿外負債のオンバランス化

前節までは、損益計算における年金費用の測定に関する FAS87の規定を、わが国の会計処理と比較しつつ検討した。そこで明らかになった事実は、母体企業の純利益のバラツキを回避させるという政策的配慮のもとに、各所でオフバランス処理が採用されていたことである。そのような項目には、①年金制度の新設や改訂に伴う過去勤務費用、②保険数理計算上の仮定と実績の相違や仮定の変更に起因して生じる利得や損失、および③この会計基準の最初の適用時点での年金資産と予測給付債務の差額があり、これらの金額は後の期間で徐々に償却されて年金費用の計算に織り込まれていくが、償却

14) 取得原価主義から生じる諸問題は醍醐 [1994] で詳述されている。

15) 表8のように未払または前払の年金費用が存在する場合には、これを加算ないし減算した額が純資産または純債務となる。

16) この平均値が15年未満のときは、償却期間を15年とすることができる。

17) 一般に、資産の償却は費用の発生を意味するが、簿外資産の償却は、資産が負債を超過するという望ましい状態が、従来のオフバランス処理から徐々にオンバランス化されていくことを意味するから、利得の発生(すなわち費用の相殺項目)として解釈されなければならない。簿外負債の償却は、望ましいからざる状態のオンバランス化であるから、損失の発生を意味している。

が完了するまではオフバランスの額が残存することになる。この点はわが国の会計処理方法の場合も同様である。

しかし FAS87は、このようなオフバランス額の全部をそのまま放置しているのではなく、簿外負債に限ってその一部をオンバランス化するよう要求する。すなわち年金制度の母体企業は、少なくとも累積給付債務（予測給付債務ではなく）に相当する額を年金制度上の債務として把握しておくべきであるとの考え方に立ち、その累積給付債務が年金資産の評価額を超える金額のうち、まだ貸借対照表で負債に計上されていない部分があれば、決算に際しこれを追加年金負債として正式に計上すべきことを規定しているのである（par. 36）。

設例5と表8に基づいて、この手続を例示しよう。まず初めに、債務額の基礎となる各期の累積給付債務の計算は次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 &95年3月 \quad 0.02 \times 6 \times 600\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-4} = 3,551,129 \\
 &96年3月 \quad 0.02 \times 7 \times 650\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-3} = 4,847,291 \\
 &97年3月 \quad 0.02 \times 8 \times 700\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-2} = 6,443,169 \\
 &98年3月 \quad 0.02 \times 9 \times 750\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^{-1} = 8,387,625 \\
 &99年3月 \quad 0.02 \times 10 \times 800\text{万円} \times 6.7101 \times (1.08)^0 = 10,736,160
 \end{aligned}$$

この金額を用いた場合の FAS87の規定の適用プロセスが表9で要約されている。

まず第1に、累積給付債務から年金資産を控除した残額が、年金財政上の債務の純額として把握される。FAS87は、この額をもって、母体企業の貸借対照表に負債として計上されていなければならない最低額とする。たとえば1995年3月期のこの金額は2,812,127円であるが、表8の④欄が示すように、この期の貸借対照表にはすでに1,019,097円の未払年金費用が負債として計上されている。したがって追加計上されなければならない年金負債の純額は、1,793,030円である。他の年度でも同様にして、決算時の仕訳の貸方に「追加年金負債」が記載されて、簿外負債の一部のオンバランス化がはかられる。

それではこの仕訳の借方科目は何か。FAS87はこれを「無形資産」として計上することを規定する。ただしその金額は期末における過去勤務費用の額を超えてはならず、上限を超える部分は株主持

表9 追加年金負債の測定

年度	累積給付 債務 ①	年金資産 ②	債務の純額 ③	オンバランス 負債 ④	追加負債 ⑤	無形資産 ⑥	株主持分 控除 ⑦
95	3,551,129	739,002	2,812,127	1,019,097	1,793,030	1,793,030	0
96	4,847,291	1,715,528	3,131,763	2,058,314	1,073,449	1,073,449	0
97	6,443,169	1,954,486	4,488,683	3,124,312	1,364,371	1,364,371	0
98	8,387,625	3,102,098	5,285,527	4,334,109	951,418	730,685	220,733
99	10,736,160	4,407,605	6,328,555	5,548,647	779,908	0	779,908

①は本文参照。②=表8⑩。③=①-②。④=表8⑧。⑤=③-④。⑥は⑤のうち表8⑪を超えない額。
⑦=⑤-⑥。

分の減少項目として処理すべきものとしている(par. 37)。この規定の背後には、過去勤務費用を生じするような年金制度の質的改善が、従業員の勤労意欲を増進させるであろうから、少なくともこの部分は資産として計上しうるが、それを超える部分は過年度の損益修正としての本質を有するから、株主持分に負担させるべきであるとの考え方が存するものと思われる。

この規定に従い、設例のX社がたとえば1998年3月期に行なうべき仕訳は、年金費用の計上や掛金拋出の記録も含めて、次のとおりである。なお計上された無形資産は次の期から償却されるのではなく、決算期ごとに洗替処理が行われることに注意されたい。

年金費用の計上	(借)年金費用	2,201,050	(貸)現金預金	991,253
			未払年金費用	1,209,797
前期追加負債の洗替	(借)追加年金負債	1,364,371	(貸)無形資産	1,364,371
当期の追加負債の計上	(借)無形資産	730,685	(貸)追加年金負債	951,418
	株主持分	220,733		

FAS87が規定する上述の処理方法は、次の2つの意味で妥協の産物であると思われる。第1に、年金費用を予測勤務債務に基づいて測定する立場からすれば、負債額の測定も予測勤務債務を基礎とすべきところを、それよりも金額が小さい累積勤務債務を基礎としていること。第2に、過去勤務債務を超える部分は、本来は前期損益修正損として利益計算に反映させるべきところを、利益計算を通さずに貸借対照表の株主持分を直後に減額することにより、最終結果だけを合致させていることの2点がある。

なおわが国では、年金制度の母体企業の貸借対照表において、このような形で簿外負債のオンバランス化が行われることはない。

XI. 年金会計情報の注記

これまでの説明により、年金制度の母体企業の財務諸表の本体に含まれる年金関係の科目は、損益計算書における「年金費用」と貸借対照表における「未払(または前払)年金費用」および「追加年金負債」の3項目であることが明らかになった。しかしFAS87はこれ以外に、きわめて詳細な情報を注記の形で開示すべきことを規定する。それらは(a)年金制度の説明¹⁸⁾、(b)年金費用の内訳、(c)年金財政と貸借対照表の調整、および(d)年金数理計算上の仮定などである(par. 54)。以下では設例5に関する表8を利用して、1997年3月期と1998年3月期に関する(b)(c)(d)の注記情報を例示してみよう。

まず「年金費用の内訳」は、次のように4区分して記載される。

	1997年3月期	1998年3月期
勤務費用	920,453	994,089
利用費用	477,271	589,090

18) 年金制度の説明としては、対象従業員の範囲、給付額算定方式、掛金拋出方針、保有資産の種類などが注記される。

投資利益	686,211	▲156,359
その他	▲ 92,768	774,230
年金費用	<u>1,991,167</u>	<u>2,201,050</u>

年金資産の投資利益は実績値で示され、利益が獲得されれば費用から控除されるが(98年3月期)、逆に投資損失が生じれば費用の追加項目となる(97年3月期)。「その他」の内訳は要求されないが、これには(ア)過去勤務費用の償却額、(イ)当期に生じた保険数理上の損益の繰延額、(ウ)過年度の繰延損益の当期償却額、および(エ)基準初適用時の未認識純資産・純債務の償却額が含まれる¹⁹⁾。

次に「年金財政と貸借対照表の調整」については、次のように(ア)~(キ)の7項目を示して、年金財政上の純資産ないし純債務と、母体企業の貸借対照表の項目との関係を説明することが要求されている。⑧~⑫は表8の欄の番号である。

	1997年3月期	1998年3月期
(ア)予測給付債務 ²⁰⁾ ⑨	7,363,621	8,946,800
(イ)年金資産の公正価値⑩	<u>1,954,486</u>	<u>3,102,098</u>
年金財政上の純債務 [A=(ア)-(イ)]	5,409,135	5,844,702
(ウ)過去勤務費用⑪	1,461,370	730,685
(エ)保険数理計算上の損益⑫	823,453	779,908
(オ)基準初適用時の純債務等	<u>0</u>	<u>0</u>
未払年金費用⑧ [B=A-(ウ)-(エ)-(オ)]	3,124,312	4,334,109
(カ)追加年金負債	<u>1,364,371</u>	<u>951,418</u>
(キ)貸借対照表の負債総額 [=B+(カ)]	<u>4,488,683</u>	<u>5,285,527</u>

また「保険数理上の仮定」としては、(ア)予測給付債務の測定に用いた割引利子率(設例では年8%)、(イ)将来の給付増加率(設例では年50万円)、および(ウ)年金資産の長期期待収益率(設例では年8%)の3項目を注記しなければならない。

以上が本稿の設例5の場合に必要なディスクロージャーの内容である。これを踏まえて最後に、わが国の企業が退職給付に関して実際に開示している情報を、日米比較のケース・スタディーの形で転載しておこう。引用するのはニューヨーク証券取引所に上場している(株)クボタが、SEC基準で作成する連結財務諸表の注記事項として開示している情報と、同社が日本基準で作成する個別財務諸表における会計方針の注記事項として開示している情報であり、いずれも1994年3月期の有価証券報告書総覧から抜粋されている。これら2通りのディスクロージャーを比較すれば、FAS87の情報がきわめて詳細かつ明瞭であること、また今後わが国の会計基準を検討するに際して十分に参照すべきものであることが明らかである。

19) 97年3月期は、過去勤務費用償却730,685+繰延損失▲823,453=▲92,768。98年3月期は、過去勤務費用償却730,685+繰延損失償却43,545=774,230。

20) 予測給付債務(1997年は7,363,621円)は累積給付債務(6,443,169円)と将来の昇給による給付債務(920,452円)に分類し、累積給付債務はさらに受給権確定部分と未確定部分に細分類しなければならない。

退職給付会計の日米比較

FAS87による開示 連結財務諸表の注記を転載

※ 6. 退職一時金及び退職年金

当社は従業員に対し、退職時または定年に達した時に、給与・勤続年数等に基づいて退職金を支給することにしており、また定年退職に係る退職金の50%相当額につき適格退職年金制度を採用しております。

連結子会社においても類似の退職金または年金制度を有しております。併せて当社は前記退職金制度に上積みする形で、調整年金制度（厚生年金基金）を採用しております。

年金資産積立状況及び退職年金費用の構成は、以下の通りであります。

	平成 4 年度		平成 5 年度	
	退職一時金 及び適格 退職年金	厚生年金基金	退職一時金 及び適格 退職年金	厚生年金基金
I. 年金資産の積立状況	百万円	百万円	百万円	百万円
累積給付債務の現在価値：				
受給権既発生分	29,705	109,232	34,337	118,587
受給権未発生分	18,865	9,853	20,320	9,769
計	48,570	119,085	54,657	128,356
将来の昇給による影響額	6,245	23,716	6,878	23,354
予測給付債務の現在価値	54,815	142,801	61,535	151,710
年金資産の公正価額	△10,469	△111,865	△11,382	△121,567
年金資産を超える予測給付債務	44,346	30,936	50,153	30,143
未認識過去勤務費用	733	△11,120	△3,967	△10,181
未認識純損益	△6,800	△14,489	△6,391	△15,139
基準採用時の未認識純債務	△4,869	△12,396	△4,415	△11,237
最小年金負債調整額	4,849	14,289	8,141	13,203
未払年金等計上額	38,259	7,220	43,521	6,789
II. 退職年金費用の構成	百万円	百万円	百万円	百万円
勤務費用	2,096	3,761	2,423	4,691
利息費用	3,074	7,461	2,861	7,854
年金資産運用益	△ 568	△3,767	△ 470	△5,876
未認識債務の償却等	276	△2,061	394	1,837
計	4,878	5,394	5,208	8,506
III. 上記金額算定的前提条件				
割引率	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
昇給率	5.0~6.0%	5.0~6.2%	5.0%	5.0~6.2%
年金資産の長期期待収益率	7.1%	7.3%	5.5%	5.5%

平成4年度末現在、連結貸借対照表上の未払年金等に上記の最小年金負債調整額19,138百万円を追加計上すると同時に、その他の資産に18,434百万円及び資本の部の控除項目として税引後で337百万円計上しております。基準採用時の未認識純債務は15年で償却されております。また、給付水準の改訂等により発生した過去勤務費用は、13年で償却されております。

日本方式による開示 個別財務諸表の会計方針の注記（平成5年度分のみ転載）

退職給与引当金

従業員の退職金の支払に備えるため、従業員が決算日現在で自己都合退職した場合の要支給額から適格退職年金資産残高（在籍者分）を控除した金額を計上しております。

適格退職年金に関する事項

- ①当社は、昭和59年10月16日より従来の退職金制度のうち、定年退職金の一部について適格退職年金制度を採用しました。
- ②平成6年3月31日現在の適格退職年金資産残高は、10,556百万円であります。
- ③過去勤務費用の掛金期間は、5年であります。
- ④適格退職年金移行に伴う退職給与引当金超過額は過去勤務費用の掛金の期間によって取崩しております。
- ⑤過去勤務費用の掛金と移行に伴う退職給与引当金超過額の取崩し額は営業損益の部で相殺しております。

調整年金に関する事項

- ①当社は昭和46年10月16日より従来の退職金制度に上積みする形で調整年金制度を採用しております。
- ②平成5年3月31日現在の年金資産の合計額は117,706百万円（うち、厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金51,704百万円）であります。
- ③過去勤務費用の掛金期間は20年であります。

引用文献・参考文献

- Bazley, John D., Loren A. Nikolai and Hugh D. Grove, *Financial Accounting : Concepts and Uses*, 2nd ed., PWS-KENT Publishing, 1991.
- Chasteen, Lanny G., Richard E. Flaherty and Melvin C. O'conner, *Intermediate Accounting*, 5th ed., McGraw-Hill, 1995.
- FASB, *Financial Accounting Standards No. 87 : Employers' Accounting for Pensions*, FASB, 1985.
- Mosich, A. N., *Intermediate Accounting*, Revised 6th ed., McGraw-Hill, 1989.
- Revsine, Lawrence, "Understanding Financial Accounting Standard 87," *Financial Analysts Journal*, Vol. 45, No. 1 (January-February 1989), pp. 61-68.
- Welsch, Glenn A., Charles T. Zlatkovich, Morton Nelson and Michael Zin, *Intermediate Accounting*, 5th ed., Irwin, 1989.
- 桜井久勝「企業年金会計の基礎」国民経済雑誌, 第171巻第6号(1995年6月), 31-53頁。
- 醍醐聰「年金資産・負債の評価問題」会計, 第146巻第1号(1994年7月), 1-19頁。
- 田村道明「年金会計」, 村山徳五郎ほか編『会社経理の最新課題』中央経済社, 1990年, 590-614頁。
- 堤一浩『現代年金会計論』森山書店, 1991年。
- 三菱信託銀行『最新年金用語辞典(第2版)』ダイヤモンド社, 1993年。
- 村上清『企業年金の知識』日本経済新聞社, 1991年。

(神戸大学経営学部)